



答申第 478 号
平成 27 年 2 月 16 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、平成 27 年 2 月 16 日付け神兵保健第 1852 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

兵庫区ハートンあんしん登録制度のシステム化について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 当該事務において、個人情報（別紙）を本人以外から収集すること、及び個人の特質を規定する身体に関する個人情報（別紙）を収集することについては、登録者に対して年 1 回、状況確認等を行うことで、認知症その他身体・状況の変化の早期発見、早期対応等につながるとともに、広く高齢者の安全・安心の確保にもつながることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等適正な維持管理を行わなければならない。
- 3 他区において同様の取り組みを実施する場合は、今回の答申の範囲内の実施内容と情報項目に該当する場合に限り、当審議会の意見を求める必要はないものとする。なお、運用に当たり、本件類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

兵庫区ハートンあんしん登録制度のシステム化について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当する情報

【登録情報】

緊急時の連絡先：氏名，住所，電話番号，本人との続柄

将来後見人になってほしい人：氏名，連絡先，続柄

◎かかりつけ医療機関・科

◎要介護認定情報：無・有（要支援・介護度）



答申第 479 号
平成 27 年 2 月 16 日

神戸市長 久元喜造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 2 月 16 日付け神保保健第 1852 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

兵庫区ハートンあんしん登録制度のシステム化について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 希望する登録者に対して年 1 回、状況確認等を行うことで、認知症やその他身体状況等の変化の早期発見、早期対応につながるとともに、将来、行方不明や急病等の緊急時に際しても、関係機関との連携のもと早期の対応等につながり、公益に資するものであると認められる。
また、今後増加が見込まれる登録者情報の確実かつ効率的な管理には電子計算機処理が必要不可欠であることから妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。
- 3 他区において同様の取り組みを実施する場合は、今回の答申の範囲内の実施内容と情報項目に該当する場合に限り、当審議会の意見を求める必要はないものとする。なお、運用に当たり、本件類型に該当するか否かの判断のつきがたい事案や慎重な取扱いを要する事案については、あらためて当審議会の意見を求めること。

兵庫区ハートンあんしん登録制度のシステム化について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当する情報

【登録情報】

本人氏名

生年月日

住所

電話番号

顔写真

緊急時の連絡先：氏名，住所，電話番号，本人との続柄

◎かかりつけ医療機関・科

将来後見人になってほしい人：氏名，連絡先，続柄

要介護認定情報：無・有（要支援・介護度）